

告 示

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和三年十二月三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年十二月三日

埼玉県飯能県土整備事務所長 鈴木 水 弘

路 線 名	一般国道二百九十九号
供用開始の区間	飯能市栄町一〇番一〇地先から同市緑町二六番一―地先まで
供用開始の期日	令和三年十二月三日
備 考	令和三年十二月三日付け埼玉県飯能県土整備事務所長告示第一七号で告示した道路予定区域の供用開始である。 延長二二二・五三メートル